

社会福祉法人 なごみ

令和4年度 特定処遇改善手当について

令和元年10月から施行される介護職員等特定処遇改善加算の取得において、特定処遇改善手当を支給する。支給額については、年度毎に決定する。

支給対象者

- ・介護職員等特定処遇改善加算が支給される事業所のみ支給する。
(養護老人ホーム、在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所専任職員は支給しない)
- ・経験・技能のある介護職員(A)は、当法人にて勤続10年以上かつ介護福祉士取得して常勤雇用職員とする。(勤続年数に関しては、常勤雇用職員期間とし、休業期間、産前産後休暇、育児介護休暇を含めない)
- ・他の介護職員(B)は、経験・技能のある介護職員(A)を除く介護職員とする。
- ・その他職種(C)においては、当年度内年収440万円未満職員とし、当年度内年収440万円を上回る場合は、支給を停止する。

支給方法

- ・毎月支払う給与にて支給する。所定労働時間内の勤務実績において、時間給として支給する。
勤務実績については、所定労働時間、年次有給休暇、特別休暇、生理休暇を含めるが、休業期間・産前産後休暇・育児介護休暇は含めない。
- ・ただし、総特定処遇改善手当額が介護職員等特定処遇加算額に満たない場合は、不足分を(A)・(B)の介護職員にて令和5年3月時の給与にて支給する。

令和4年度支給額

対象者	時間給
経験・技能のある介護職員(A)	110円
他の介護職員(B)	55円
その他職種(C)	55円

用語の説明

職員…常勤雇用職員、非常勤雇用職員(短時間勤務雇用職員)